

I 政治資金規正法の対象

1 政治資金規正法の目的は何ですか。

1 目 的

議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています（規正法1条）。

政治活動の公明の確保とは、政治活動の実体を国民の前に公開し、いわばガラス張りにすることで国民の不断の監視と批判の下に置くことを意味し、政治資金の公開は、政治活動の公明を確保するための手段です。

また、政治活動の公正の確保とは、さらに積極的に社会的・倫理的な正義の実現を期することを意味し、政治資金の授受を量的・質的に規正することは、政治活動の公正を確保する手段であるといえます。

2 基本理念

本法の運用にあたっては、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して抛出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の抛出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない」ことを基本理念とし、そのうえで政治団体に対して、「その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行うべきこと」を義務付けています（規正法2条）。

2 政治資金をなぜ規制するのですか。

政治活動は、憲法で保障するように本来自由なものです。しかし、現在の我が国の政治形態は、国民主権の原理の下に、選挙を通じて選ばれた代表によって構成される議会が、国民の意思を体現しつつ国政を運営していく議会制民主主義を採用しています。

議会制民主主義においては、選挙を通じて表明された国民の意思により政府が形成され、国政の方向が定められることを理念としていますが、現実的には、政党、政治団体、そして公職の候補者の政治活動によって国民の意思や利益が組織化され、政治の場に表明されています。また、議会制民主主義においては、選挙を通じて国民の代表である議員が選出され、議会における多数派を基礎として政治が運営されるということで、選挙時や日常の政治活動に関して多額の政治資金を要するのが通常となっています。

このため、政党や政治団体、公職の候補者にとっても、政治資金をどのように調達するかはきわめて現実的かつ重要な課題となっており、そこに政治資金を巡って癒着や政治腐敗が生じる可能性が存在しています。

我が国の規正法は、戦後の民主化の中で政治事情が混迷を続け政治的腐敗行為が続出したことから、政治資金による政治腐敗の防止を図るため昭和 23 年に議員立法という形で成立した法律です。

しかし、その後に発生した「黒い霧事件」などの反省から、法の改正によって、政治資金そのものを量的・質的に規制していく規制法としての性格を強めました。

さらに「ロッキード事件」や「リクルート事件」といった政治資金にまつわる疑惑問題がたびたび発生したことから、企業献金についての規制がさらに強化されました。

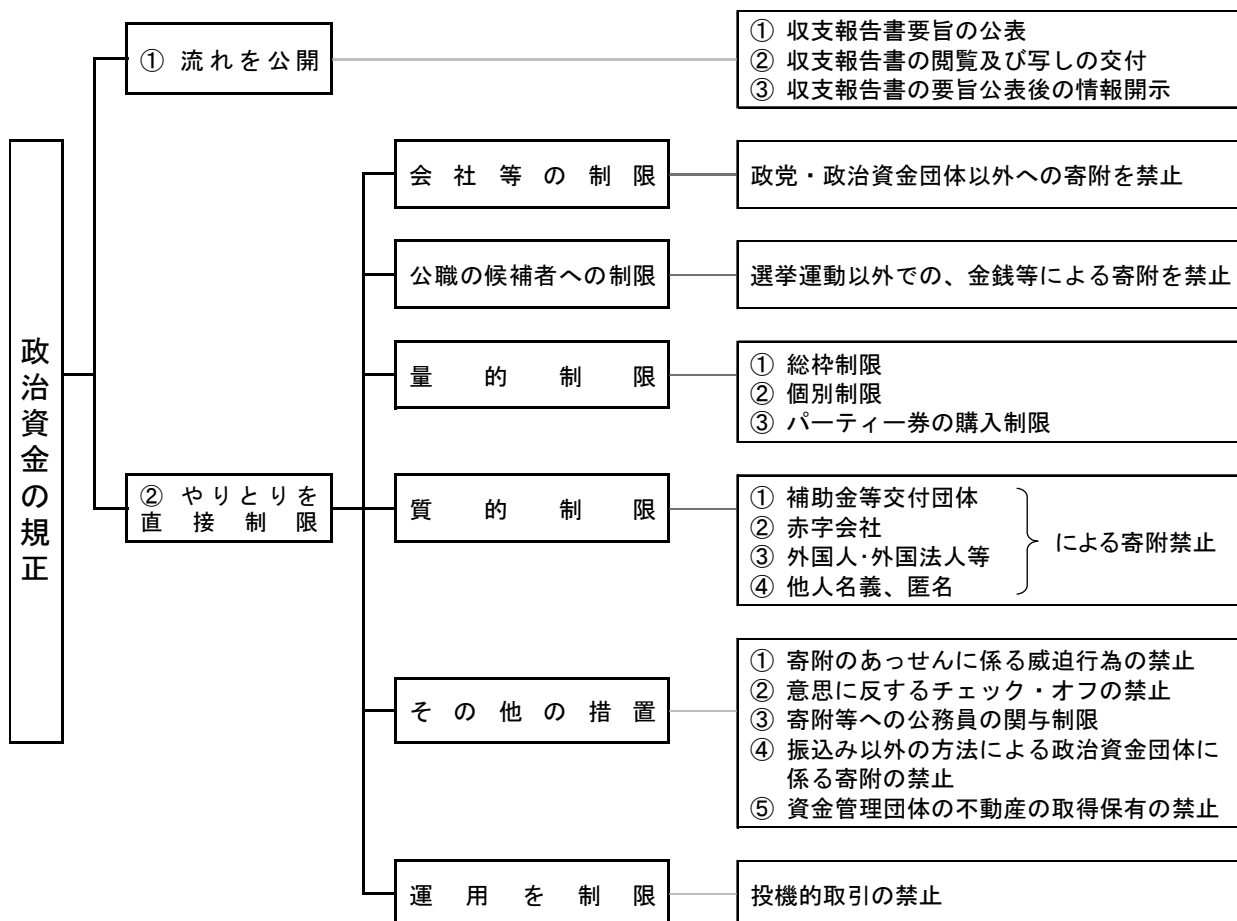
また規正法は、政治団体の届出をする前に「政治活動のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。」（規正法 8 条）と定め、政治団体としての届出前に政治活動のための寄附の收受及び支出を禁止することによって政治活動の公明と公正を期そうとしています。

平成 19 年には、政治資金の使途に関する疑惑を契機に、国会議員関係政治団体について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、収支報告における明細の記載基準額の引き下げ等が行われたほか、少額領収書等の写しの開示制度が創設され、収支報告の適正の確保や透明性の向上が図られました。

3 政治資金には具体的にどのような規制がありますか。

政治資金の規正には、①「政治資金の流れを公開」すること、②「政治資金のやりとりを直接制限」することの二つの考え方があります。

(図 1)



※ 政治団体の区分に応じ、収支報告の適正の確保等の観点から、次のような特例があります。

○政党・政治資金団体

- ・自主監査及び収支報告書に監査意見書を添付

○資金管理団体

- ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細、保有不動産の利用状況)

○国会議員関係政治団体

- ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細)
- ・登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書に政治資金監査報告書を添付
- ・少額領収書等の写しの開示制度

1 政治資金の流れを公開

規正法は、政治団体の会計責任者に対し、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における政治資金の収入、支出や資産等を記載した報告書を作成し、これを都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないと規定しています。

この収支報告書の要旨は、都道府県の公報又は官報により公表され、提出された収支報告書は、公表から3年間、閲覧及び写しの交付の対象となります。

なお、東京都選挙管理委員会所管の政治団体の収支報告書は、公表から3年間、東京都選挙管理委員会のホームページに掲載されています。

2 政治資金のやりとりを直接制限

政治資金の流れを規正する一番大きなものは、寄附等に関する制限です。規正法は次のような制限をしています。

(1) 寄附者と寄附の対象者の制限

会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）は、政党、政党支部及び政治資金団体以外の者への「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」が禁止されています（規正法21条）。

また、政党（又は政党支部）を除き、何人も、公職の候補者に対する「政治活動に関する寄附」は、選挙運動に関するもの以外、金銭等の寄附が禁止されています（規正法21条の2）。

(2) 寄附の量的制限

寄附の量的制限には、1人の寄附者が1年間にできる寄附額の総量を制限する「総枠制限」（67ページ参照）と、1人の寄附者が同一の者に対して1年間にできる寄附額を制限する「個別制限」とがあります（68ページ参照）。

また、政治資金パーティー券の購入についても、一定の額を超える支払いを同様に制限しています（62ページ参照）。

(3) 寄附の質的制限

寄附の質的制限は、寄附者自体に一定の制限を設けたもので、次のような寄附が制限されています。

- ① 国又は地方公共団体から補助金等の給付金や資本金等の出資を受けている会社等の寄附（72・73ページ参照）
- ② 三事業年度以上にわたり継続して欠損（赤字）を生じている会社の寄附（74ページ参照）
- ③ 外国人・外国法人等からの寄附の受領（74ページ参照）
- ④ 他人名義・匿名による寄附（71・77ページ参照）

(4) 資金管理団体の不動産取得及び保有の禁止

資金管理団体は、不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権）を取得し、又は保有してはならないこととされています（規正法 19 条の 2 の 2）。

ただし、改正（平成 19 年 8 月 6 日施行）前に取得している不動産を除きます。

(5) 政治資金の公正な流れを担保するための措置

政治資金の授受が公正に行われる為に、寄附のあつせんをする場合、相手方に対して「業務等の関係を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法であつせんをする行為」や寄附しようとする者に対して「意思に反して、その者の賃金等から控除による方法で寄附を集めること」は禁止されています。

また、公務員がその地位を利用して寄附等を求め、若しくは受け、若しくは他の者が行っている政治活動に関する寄附等に関与することは禁止されています（77 ページ参照）。

(6) 政治資金の運用を制限

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して抛出される国民の浄財であることから、政治資金を例えば株券の購入などによる投機的取引で運用することは禁止されており、政治団体の会計帳簿に資金の運用状況を記載することを義務付けています（規正法 8 条の 3、9 条）

具体的には、政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次の方法以外により運用してはならないと規定しています。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- ② 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 1 条 1 項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てん契約のあるもの

4 政治団体とはどのような団体をいいますか。

規正法の定める政治団体には、本来の政治団体と政治団体とみなされる団体の2種類があり、それぞれ以下のとおり規定されています。

1 規正法の定める政治団体

(1) 政治団体

規正法3条で、「政治団体とは、次に掲げる団体をいう。」と定義しています。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（1号団体）

一般の政治団体がこれにあたります。

- ② 特定の「公職の候補者」を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（2号団体）

公職の候補者の後援団体（後援会）がこれにあたります。

- ③ 上記の①及び②以外の団体で、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」や「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体（3号団体）

これらの区別は「その政治目的が綱領、規約等に明記されるなど外見的に明らかなもの」によるとされています。

(2) 政治団体とみなされる団体

規正法は、上記（1）政治団体以外に、次の団体についても政治団体とみなして同法を適用しています。

- ① **政策研究団体**（規正法5条①Ⅰ）

政策研究団体とは「政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの」をいいます。

- ② **政治資金団体**（規正法5条①Ⅱ）

政治資金団体とは「政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が当該政党の政治資金団体になるべき団体として指定し、総務大臣に届け出たもの」をいいます。指定できるのは各政党とも1団体に限られます。

③ 規正法 18 条の 2 の政治団体（特定パーティー開催団体）

政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならないとされていますが、政治団体以外の者が開催することも可能です。

政治団体以外の者がパーティー券収入が 1 千万円以上と見込まれる政治資金パーティー（特定パーティーといいます。）を開催する場合には、当該政治資金パーティーを開催しようとするときから政治団体とみなされ、政治団体の届出が必要となります。この届出団体を「特定パーティー開催団体」といいます（63 ページ参照）。

なお、政治資金パーティーを政治団体以外の団体（特定パーティー開催団体を含む。）が開催し、残額を寄附するときには、政治団体とみなされず「会社・労働組合その他の団体」として、規正法による寄附の禁止や量的制限等の規制を受けます。

2 政治活動を行う団体

「政治活動を行う団体」とは、本来、政治活動以外の目的を持ち、「副次的に（一時的に）政治活動を行う団体」をいいます。例えば労働組合は、労働組合法の適用を受ける団体ですが、その時々において政治活動を行う場合もあります。このような団体は規正法の対象とはなりません。

しかし、このような団体が、政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行なっている場合には、規正法の対象となる政治団体と解されることとなります。

ただし、規正法の対象外となっている団体であっても、実際に政治活動を行う場合には公選法でいう「政治活動を行う団体」には含まれますので、選挙期間中の政治活動が制限される点に注意が必要です（「4 選挙期間中の政治活動で何が規制されますか。」88 ページ参照）。

3 政治団体の種類

政治団体には、下記の種類があります。

政党	次のいずれかにあてはまる団体 ア 所属する国会議員を5人以上有すること イ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上 国会議員関係政治団体 みなし1号団体
政治資金団体	政党のために資金の援助をする目的を有する団体で、政党が指定し、総務大臣に届出をした団体
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体 <資金管理団体> 公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けべき政治団体として指定したもの 国会議員関係政治団体 1号団体・2号団体

※ 国会議員関係政治団体については16ページ参照

（参考）政党・政治資金団体 （令和6年12月31日現在）

政党	政治資金団体
公明党	
国民民主党	国民改革懇話会
参政党	
社会民主党	
自由民主党本部	一般財団法人国民政治協会
日本維新の会	
日本保守党	
日本共産党中央委員会	
みんなでつくる党	未来創造党
立憲民主党	
れいわ新選組	

5 政党とはどのような団体をいいますか。

規正法でいう「政党」とは、「党」という名称にとらわれず、政治団体のうち次のいずれかの要件に該当し、必要な届出をした団体をいいます（規正法3条②）。

- ① 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- ② 直近に行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙、又は直近及び直近の前に行われた参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙の有効投票の総数の100分の2以上であるもの

ただし、他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属する政治団体は除かれます。

なお、政党としての要件は、規正法3条2項、政党助成法2条及び公選法86条1項でそれぞれ定めていますが、政党助成法では前述②に該当する団体に「衆議院議員又は参議院議員を有するもの」の要件を加え、公選法では逆に前述②に該当する団体の要件から「直近の前に行われた参議院議員の通常選挙」を除くなどその要件はやや異なっています。

6 「政党、政党の支部及び政治資金団体」と「その他の政治団体」はどのように違いますか。

規正法は、政党本位の資金体制を確立するために、「政党、政党の支部及び政治資金団体」と「その他の政治団体」に、次のような取扱上の差異を設けています。

- ① 政党は、政治資金団体を指定できます。しかし、その他の政治団体は指定できません（規正法 6 条の 2）。

ただし、公職の候補者は、その者が代表者である政治団体のうちから、自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体を「資金管理団体」として指定できます（規正法 19 条①）。

- ② 会社、労働組合等は、政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附はできますが、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）に対する寄附は禁止されます（規正法 21 条）。

- ③ 政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附は、個人、会社、労働組合等であっても、それぞれの寄附の総枠制限の範囲内であれば制限されません。

これに対し、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）に対する寄附は、個人によるものは年間 1,000 万円の範囲内（総枠制限）、かつ同一のその他の政治団体に対しては年間 150 万円以内（個別制限）に制限されます。また、その他の政治団体から同一のその他の政治団体に対する寄附は年間 5,000 万円を超えることができません（個別制限）（規正法 21 条の 3、22 条）。

- ④ 公職の候補者の政治活動に関してする寄附は、政党及び政党の支部（政治資金団体を除く。）がするものは一切制限されません。

しかし、個人やその他の政治団体が政治活動に関してする寄附は、金銭等によるものは禁止（選挙運動を除く。）されています（規正法 21 条の 2）。

- ⑤ 政党、政党の支部及び政治資金団体に対しては、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場においてされる 1,000 円以下の寄附は、匿名で行うことができます。

しかし、その他の政治団体に対しては、いかなる場合であっても匿名による寄附は禁止され、その寄附の所有権は国庫に帰属するものとされています（規正法 22 条の 6）。

⑥ 政党（本部のみ）及び政治資金団体は、収支報告書の提出に際し「監査意見書」の添付が必要です。しかし、政党の支部やその他の政治団体は添付不要です（規正法 14 条）。

⑦ 個人がする寄附に対する税の優遇措置について、政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附は、所得控除制度又は税額控除制度のいずれかを選択することができます。

しかし、その他の政治団体に対する寄附は、適格団体に対する寄附に限り、所得控除制度の対象となります（規正法 32 条の 4、租税特別措置法 41 条の 18）。

さらに、政党は、政党助成法に基づく届出によって国からの交付金（政党交付金）を受ける対象の団体となることも大きな特徴です。

7 資金管理団体とはどのような団体をいいますか。

資金管理団体とは、公職の候補者が、その公職の候補者自身が代表となっている政治団体（その者以外の者の後援を本来の目的とした政治団体等を除く。）のうちから、「自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの」をいいます（規正法 19 条①）。

また、公職の候補者が指定することができる資金管理団体は、1 つの団体に限られます。

このように資金管理団体は、政治団体が「資金管理団体という帽子」をかぶったものです。したがって、政治団体としての各種の届出の他に、資金管理団体としての指定・異動（必要に応じて）・取消・なくなった旨などの届出が必要となります。

なお、政治団体の本部及び支部はそれぞれ 1 つの政治団体とみなされるため、政治団体が支部を有する場合は、本部又は支部のいずれか 1 つを資金管理団体として指定することになります（規正法 19 条の 6）。

8 資金管理団体にはどのようなメリットがありますか。

公職の候補者が政治団体を資金管理団体として指定する「メリット」は、次のとおりです。

- ① 公職の候補者自身が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自らの資金管理団体に寄附（特定寄附といいます。）するときには、その寄附額について、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）が適用されません（規正法 21 条の 3 ④）。
- ② 公職の候補者が、自らの資金管理団体へする寄附で特定寄附以外の寄附（自己資金による寄附）について、寄附の量的制限のうち個別制限（年間 150 万円以内）が適用されません。総枠制限の上限額である 1,000 万円まで寄附が可能となります（規正法 22 条③）。
- ③ 公職の候補者は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、その後援団体を自らの資金管理団体として指定しているときには、期間を問わず寄附が可能となります（公選法 199 条の 5 ③）。

なお、上記のメリットがある反面、資金管理団体は、次のとおり資金管理団体以外の団体よりも詳しい収支報告をしなければなりません。

- ① 人件費以外の経常経費の明細（112・116 ページ参照）

資金管理団体は、政治活動費の内訳に加えて、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の 1 件あたり 5 万円以上の支出について、政治活動費と同様に収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません（規正法 19 条の 5 の 2）。

なお、資金管理団体が国会議員関係政治団体である場合の収支報告書の記載については、国会議員関係政治団体の特例が適用されます。

- ② 保有不動産の利用現況

資金管理団体が平成 19 年 8 月 6 日前から所有している不動産について、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。なお、平成 19 年 8 月 6 日以降、資金管理団体は、不動産を取得し、又は保有してはならないこととされています（規正法 19 条の 2 の 2）。

9 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか。

「国会議員関係政治団体」は、平成 19 年 12 月の規正法改正により、新たに特例として設けられたものです。

1 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次の政治団体をいいます(規正法 19 条の 7 ①)。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（「1 号団体」）
- ② 租税特別措置法に該当する政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（「2 号団体」）

※1 国会議員に係る公職の候補者には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

※2 政党、政治資金団体及び政策研究団体は国会議員関係政治団体には該当しません。

※3 2 号団体に該当するか否かは、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をするかどうかにより判断されます。

※4 1 号団体と 2 号団体の両方に該当する場合があります。

2 国会議員関係政治団体とみなされる団体

政党の支部で、国会議員に係る選挙区を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である支部は、上記 1 ①の国会議員関係政治団体とみなされます（「みなし 1 号団体」）。

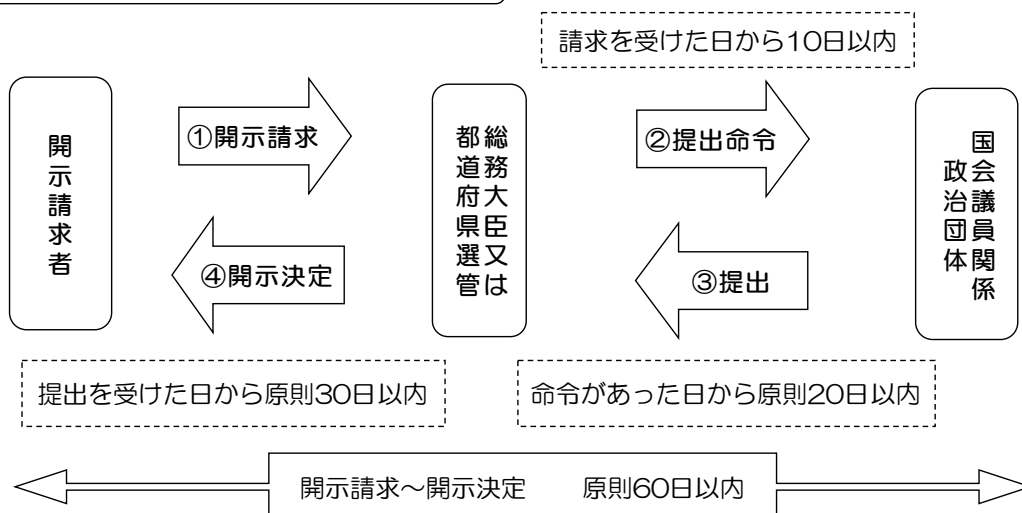
なお、都道府県を単位に設けられている政党支部は、（地理的範囲としては参議院の選挙区選出議員の選挙区と基本的に一致するものとも考えられますが、）あくまでも行政区画としての都道府県を単位として設けられている支部であれば、「選挙区を単位として設けられるもの」には該当せず、代表者が国会議員であっても、「国会議員関係政治団体」とみなされません。

例えば、〇〇党東京都支部連合会が、国会議員の選挙区支部として設けられているのでなければ、国会議員関係政治団体には該当しません（規正法 19 条の 7 ②）。

10 国会議員関係政治団体にはどのような特例がありますか。

- 1 国会議員関係政治団体に該当する場合は、該当する旨の届出が必要です。新たに設立する政治団体が国会議員関係政治団体に該当する場合は「設立届」に、既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当することになった場合には「異動届」に必要事項を記載し、届け出なければなりません。
- 2 国会議員関係政治団体については、「収支報告の適正確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から、次のような義務が課されています。なお、収支報告書の提出期限が、他の政治団体と比べ、2か月（解散の場合は30日）長くなります。
 - ① 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
 - ② 人件費以外の1件1万円超の支出に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを提出しなければなりません。
 - ③ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。
 - ④ 人件費以外の1件1万円以下の支出に係る領収書等（少額領収書等）について規正法による写しの開示制度の対象になります。

少額領収書等の写しの開示の流れ



11 政治団体(政党)の支部とはどのような団体をいいますか。

政治団体(政党)が支部として次のような要件を備えて届け出た場合、寄附に関する制限等を除き、諸手続きや収支報告書などで「単独の政治団体」とみなされ、支部についても設立の届出、収支報告書の提出が必要になります。

したがって、本部及び支部はそれぞれ別々に設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等の手続きが必要になります(規正法 18 条)。このように、政治団体の支部は独立した組織、機構を有し、独自に会計処理を行うものです。

- ① 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。
- ② 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されていること。
- ③ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭、物品その他の財産上の利益の授受を行える状況にあること。

※ ①から③の要件を満たさない下部(内部)組織(会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なもの)や支部としての届出のない組織は、規正法上の「政治団体(政党)の支部」とはなりません。

政治活動に関する寄附についての規定は、本部、支部を通じて一つの政治団体として適用されますので寄附の授受の制限については注意が必要です。

なお、資金管理団体に指定する場合には、政治団体の本部又は支部がそれぞれ1つの政治団体とみなされるため、本部又は支部のいずれかを指定することになります(規正法 19 条の 6)。

政治団体の支部は、当該政治団体の一部ですので、本部が規約等に基づき解散したときには、当該支部も当然に解散するものであり、規約等の変更によって支部だけが存続することはありません。

なお、政治団体の本部は、支部が解散したときには、当該支部の代表者及び会計責任者に代わって支部の解散届出をすることもできます(規正法 18 条⑤)。

政治団体が支部を設ける場合には、本部規約の中に「支部を設置することができる」等の規定があり、それを受けて「支部規約」を規定している例が一般的となっています。

例：「第〇条 本支部は、本部規約第〇条に基づき設置する支部である。」

新たに政治団体が当該政治団体の支部を設立する場合には、①「設立届」、②「支部の規約」(当該政治団体の支部とわかるもの。)が必要となります。